

一般財団法人島根陸上競技協会定款一部変更

旧	新
<p>第3章 資産及び会計</p> <p>(財産の種別)</p> <p>第6条</p> <p>3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第8条</p> <p>この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。</p>	<p>第3章 資産及び会計</p> <p>(財産の種別)</p> <p>第6条</p> <p>3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。</p> <p><u>但し、緊急を要する場合は、代表理事の承認を得て、決裁することができる。</u></p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第8条</p> <p>この法人の事業計画書、収支予算書については、<u>新年度理事会開催</u>の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。</p> <p><u>附則</u></p> <p>この定款は、平成28年9月1日から施行する。</p>